

# 入札説明書

## 新潟市客引き行為等実態調査業務

令和6年6月

新潟市 市民生活部 市民生活課

## 目次

1. 競争入札に付する事項 .....	1
2. 入札参加資格の要件 .....	1
3. 担当部署 .....	2
4. 入札の参加申請等の手続き .....	2
5. 入札参加を辞退する場合 .....	2
6. 入札及び開札 .....	3
6.1. 本件に関する質問 .....	3
6.2. 入札書の作成 .....	3
6.3. 入札・開札 .....	4
7. 落札者の決定 .....	6
7.1. 落札候補者が複数人であった場合 .....	6
7.2. 落札者の公表等 .....	6
7.3. 落札者決定の取り消し .....	7
8. 入札の無効 .....	7
9. 契約の締結 .....	7
10. 留意事項 .....	8

この入札説明書は、「地方自治法施行令」（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、「新潟市契約規則」（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）、本件の入札公告（以下、「入札公告」という。）のほか、新潟市（以下、「本市」という。）が発注する業務契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1. 競争入札に付する事項

### (1) 業務名

「新潟市客引き行為等実態調査業務」（以下、「本業務」という。） 一式(公告番号 新潟市公告第 2 9 7 号)

### (2) 業務の特質など

「新潟市客引き行為等実態調査業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）の通り。

### (3) 履行場所

新潟市市民生活部市民生活課が指定する場所

### (4) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 9 月 30 日（月）まで

### (5) 入札方法

総価で入札に付する。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。よって、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を含まない金額の総価）を記載すること。

## 2. 入札参加資格の要件

入札公告「2 入札参加資格の要件」の通り。

### 3. 担当部署

本件の入札及び本業務に関する問い合わせや書類等の提出は、次の【図表 3】に記載の所属が受け付ける。

【図表 3. 担当部署】

部署名	新潟市市民生活部市民生活課 住基戸籍グループ
所在地	〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1 新潟市役所 本館 1 階
電話番号	025-226-1013（直通）
電子メールアドレス	<a href="mailto:shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp">shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp</a> ※ 本件入札事務は「住基戸籍グループ」が担当する。 ※ 本件に関し、このアドレスに電子メールを送信する際は、件名に【客引き行為等実態調査】を含めること。 件名の例：【客引き行為等実態調査】入札参加申請について

### 4. 入札の参加申請等の手続き

入札公告「3 入札の参加手続」の通り。

### 5. 入札参加を辞退する場合

入札参加申請後に入札を辞退する場合は、「入札辞退届（様式第 3 号）」を、電子メールにより速やかに提出すること。

## 6. 入札及び開札

### 6.1. 本件に関する質問

本件に関する質問は「質疑書（様式第2号）」により受付ける。質疑書の提出については、入札公告「4 質疑書の提出について」の通り。

### 6.2. 入札書の作成

入札参加者は、入札書の作成にあたり、以下の記載を考慮すること。

#### (1) 入札書等の記載事項

本件の入札書に記載する要件は、次の【図表 6.2. (1)】に記載の通り。

【図表 6.2. (1) 入札書の記載事項要件】

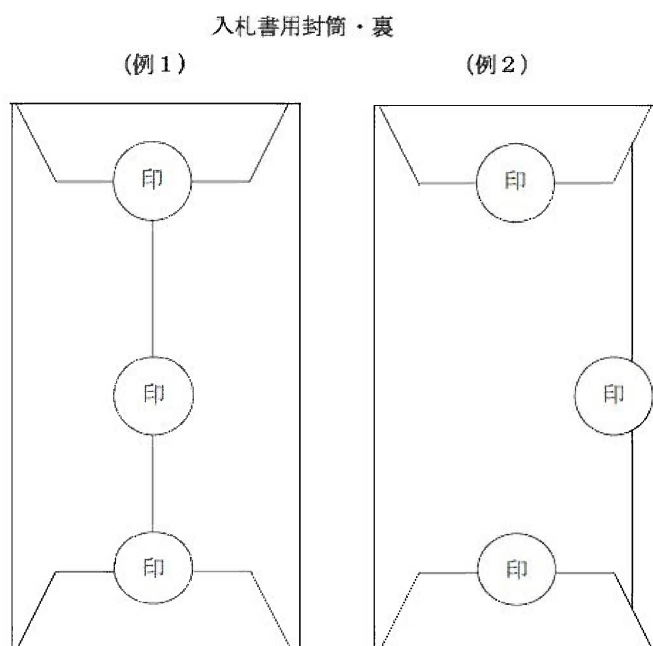
区分	要件
ア. 住所・氏名等	入札参加者の住所、会社（商号）名、入札者氏名を記載し、 <u>入札参加資格申請時に届け出た代表印で押印</u> を行うこと。 なお、外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。次の「イ.受任者」についても同じ。
イ. 受任者	代理人が入札する場合は、前述の「ア.住所・氏名等」に加え、受任者となる代理人の氏名を記載し、代理人の押印を行うこと。
ウ. 入札金額	入札書の金額欄には、消費税及び地方消費税を含まないこと。
エ. 使用する言語	入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。 また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
オ. 記載事項の訂正	入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、 <u>入札金額の訂正は認めない</u> 。 なお、記載にあたっては、鉛筆や摩擦熱で消えるボールペン等、容易に訂正できる文房具を用いないこと。 また、委任状についても同様とする。

#### (2) 入札書等の封筒と封かん

- 入札書は、任意の封筒に入れ、その封皮に入札の日付・件名・入札参加者の氏名（法人にあつてはその名称又は商号）を記載すること。
- 入札書を入れた封筒は、封かん（封の糊付け）し、封筒の継ぎ目1辺につき1か所ずつ封印（押印）を行うこと。使用する印については、前述の「ア.住所・氏名等」の規定に準ずる。
- 封かんの方法は、次の【図表 6.2. (2)】を参考にすること。

- 郵便により入札する場合も、同様の方法で封かんすること。ただし、入札書の他に、本件の「入札参加資格確認結果通知書」の写しを同封すること。
- 郵便による場合は、二重封筒となるよう外封筒に入れ、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書の上、書留郵便により送付すること。また、入札案件が複数ある場合も、入札書は1件毎に別々の封筒に入れること。
- 郵便による場合で、委任状を提出する場合は、外封筒に同封すること。

**【図表 6.2.(2)入札書用封筒の封かん】**



### 6.3. 入札・開札

本件の入札の要件は、次の【図表 6. 3.】に記載の通り。

入札参加者又はその代理人は、本書、仕様書及び規則など、本件の入札に関する資料を熟知のうえ、入札をすること。

**【図表 6. 3. 入札・開札の要件】**

区分	要件
(1) 入札ができる者	本件の「一般競争入札参加資格確認結果通知書」で、入札参加資格が「有」と認められた者のうち、「一般競争入札参加申請書」に記載した代表者または代理人（民法上の復代理人を含む）。
(2) 入札・開札日時	令和6年6月27日（木）午後3時30分開始

区分	要件
	<p>なお、入札・開札の場所は、入札の開始時刻約 15 分前に開場する予定である。</p>
(3) 入札・開札場所	新潟市役所 本館 2 階 契約課入札室
(4) 入札方法	<p>入札参加者は、入札書（様式第 4 号）を提出すること。また、入札時間に遅れた場合は、入札に参加できない。</p>
(5) 持参による入札	<p>上記(2)(3)の指定する日時・場所に、入札書を入札・開札場所へ持参すること。</p>
(6) 郵送による入札	<p>郵送（書留郵便に限る。）により入札する場合は、令和 6 年 6 月 26 日（水）午後 5 時までに、「3. 担当部署」へ必着とすること。</p>
(7) 入場時	<p><u>入札参加者は、入札・開札場所に入場する際に、社員証等の身分を示すものを入札担当者へ提示のうえ、入札担当者へ本件の「入札参加資格確認結果通知書」の写し及び名刺を提出すること。</u></p> <p>なお、<u>代理人が入札する場合は、「委任状（様式第 5 号）」を合わせて提出すること。</u></p>
(8) 入退室の制限	<p><u>入札・開札場所には、入札参加資格が「有」と認められた者のうち、「入札参加申請書」に記載した代表者・代理人（民法上の復代理人を含む）だけが入室することができる。</u></p> <p>ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認める。また、入札参加者は、入札開始から終了までの間、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、入札・開札場所を退室することはできない。</p>
(9) 入札の中止又は延期	<p>不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、開札を中止し、又は開札期日を延期することがある。</p>
(10) 抽選	<p>談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定する場合がある。</p>
(11) 開札	<p>開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が</p>

区分	要件
	立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
<b>(12) 再度入札</b>	<p>予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を一回行う。再度入札は、初回の最低入札価格未満の価格で行う。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者は再度入札に参加できない。また、郵送入札がある場合は別日に行う。</p>
<b>(13) 低入札価格調査</b>	<p>本件の入札に関して、業務履行が困難と判断できる低価格での入札の場合は、落札保留とし、調査のうえ落札者を決定する。</p> <p>なお、調査対象となった当該入札参加者は、本市の求めに応じて、積算根拠や履行体制等について確認できる資料を提示すること。</p> <p>なお、調査の結果、履行困難と判断したときは、当該入札参加者を失格とする場合がある。</p>

## 7. 落札者の決定

本入札において有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札予定者とする。

落札予定者は本契約の予定者となるが、本契約に係る予約の権利は本市が有する。

なお、落札予定者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合には、落札の予定を取り消し、本契約を締結しないものとする。

### 7.1. 落札候補者が複数人であった場合

落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじをひかない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員が、該当する者に代わってくじ引きを行う。

### 7.2. 落札者の公表等

落札者の決定後、直ちにその旨を落札者に通知するとともに、新潟市ホームページ（くらし・手続＞防犯・消防・交通安全＞防犯＞一般競争入札の実施について（客引き行為等実態調査業務））にて公表する。



### 7.3. 落札者決定の取り消し

落札予定者と決定した者が、契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、当該落札者の決定を取り消すものとする。

### 8. 入札の無効

本件の入札について、次の【図表 8.】に該当する場合は、該当の者が行った入札を無効とする。

【図表 8.入札の無効要件】

区分	要件
(1) 無資格	競争に参加するために必要な資格がない者及び代理権のない者が入札した場合。
(2) 識別不明	入札書等の記載事項中で、入札金額の訂正や入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい場合。
(3) 複数入札	入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札。
(4) 不正入札	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった場合。
(5) 虚偽入札	提出書類の虚偽等により、公正さを疑うに足る相当な理由があると認められる場合。
(6) 未到着	入札公告において示した入札書等について、「入札書提出期限」までに到着しなかった場合。
(7) その他	入札公告等において示したその他入札に関する条件に違反した場合。

### 9. 契約の締結

#### (1) 契約の締結

本市は、「新潟市客引き行為等実態調査業務契約書」(以下、「契約書」という。)を契約条項の原案とし、落札者と契約書に関する協議を行った後に、本業務の契約締結に関する手続きを行う。

落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定後10日以内に本業務の契約を締結すること。ただし、災害発生等の特別な事情があると本市が認めるときは、契約の締結を延伸することができる。

## **(2) 支払い**

本市は、仕様書に示す業務報告書の納品を契機に、本市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。ただし、前払い金は支払わない。

## **10. 留意事項**

### **(1) 入札参加に関する費用**

本件の入札に関して、入札参加者が入札参加のために要する費用は、入札参加者の負担とする。

### **(2) 資料受領後の確認連絡**

入札参加者は、本市から通知及び資料を受領した後、速やかに内容を確認し、受領できたことを必ず連絡すること。

### **(3) 入札書等の引換えや変更**

入札参加者又はその代理人は、一度入札した書類の引換え、変更、取消しをすることができない。

### **(4) 期限**

本市が指定した日時を過ぎて到着した入札参加申請書や入札書等は、いかなる理由があっても無効とする。

### **(5) 入札参加者名に関する問い合わせ**

本書で定める質問手続以外の問い合わせ（入札参加者数及び入札参加者名等に関する質問）には、一切応じない。